

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大網白里市空家等対策計画に基づき、市内への移住・定住の促進による地域の活性化を図るため、購入された空き家（以下「対象空き家」という。）の改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内において大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例(昭和30年条例第4号)及び補助金等に関する規則(昭和51年規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市の区域内に存する建築物のうち、個人の居住を目的として建築され、現に居住していない住宅（併用住宅を含む。）であって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等に該当し、かつ、大網白里市空き家バンク実施要綱（平成29年告示第89号）第2条第3号に規定する空き家バンクに登録された一戸建ての住宅をいう。
- (2) 併用住宅 自己の居住の用に供する部分（以下「個人居住部分」という。）と事業の用に供する部分とが結合している住宅をいう。
- (3) 転入世帯 世帯全員が対象空き家の売買契約の締結前1年の間において、市の住民基本台帳に記録されていない世帯をいう。
- (4) 改修工事 建築物の機能の維持若しくは向上又は居住環境の向上を図るために行う修繕、模様替え等の工事（耐震改修工事その他の建築物の躯体を補強する工事を除く。）で、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものをいう。
- (5) 所有者 対象空き家に居住することを目的として、対象空き家の売買契約を締結し、購入した個人をいう。
- (6) 着手 対象空き家の改修工事に係る工事請負契約の締結をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、転入世帯に属するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が日本国籍を有する者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する外国人であること。
- (2) 補助対象者が改修工事を行おうとする所有者であり、かつ、交付申請日時点で55歳以下であること。
- (3) 転入世帯に属する者が対象空き家の改修工事の完了後に、市の住民基本台帳に記録されること。
- (4) 転入世帯に属する者のいずれかが市の住民基本台帳に記録された日（以下「住民登録日」という。）から継続して10年以上、当該対象空き家に居住すること。
- (5) 転入世帯に属する者に市税を滞納するものがないこと。
- (6) 転入世帯に属する者が国、地方公共団体その他これらに準ずる者による住宅の改修工事に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 転入世帯に属する者が大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象空き家に定住することを目的として行う改修工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を申請する年度の2月末までに改修工事を完了すること。
- (2) 工事請負契約により施工業者が行うものであること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象空き家の改修工事に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する経費

- (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費
- (3) 屋根、外壁等の外装の改修工事に要する経費
- (4) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費
- (5) その他市長が認める工事に要する経費

2 併用住宅の改修工事においては、個人居住部分を補助対象とし、併用住宅の屋根、壁その他の共用部分については床面積の割合で按分し、補助金の額を算出するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、200万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、着手前に、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 転入世帯に属する者の戸籍の附票の写し(外国人にあっては、住民票の写し及び在留資格を証明するものの写し)(売買契約の締結前1年の間において、市外に住所を有していたことがわかるもの)
- (2) 転入世帯に属する者に係る市税に滞納がないことを証する書類
- (3) 対象空き家の位置を表示した地図
- (4) 対象空き家の登記事項証明書(全部事項証明書)その他当該住宅の所有者が確認できる書類
- (5) 対象空き家の売買契約書その他これらに類する書類の写し
- (6) 改修工事前の対象空き家の現況写真
- (7) 改修工事に要する見積書の写し
- (8) 改修工事の内容を明らかにする図面等
- (9) 改修工事について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により建築主事の確認を受ける必要がある場合にあっては、確認済証の写し

(10) 誓約書（別記第2号様式）

(11) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類により証明すべき事項について、転入世帯に属する者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、対象空き家の改修工事をした部分について、住民登録日から10年間、災害、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合を除き、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、交換し、担保に供し、又は取り壊してはならない。

（変更等の申請）

第9条 交付決定者は、第7条の規定による補助金の交付の申請について、当該申請の内容を変更し、又は中止するときは、あらかじめ大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金変更（中止）申請書（別記第4号様式）に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、何らかの理由により補助対象経費が増額になる場合であっても、当該申請により、補助金の額を増額することはできないものとする。

（変更等の承認）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して変更又は中止の可否を決定し、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（状況報告等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者又は施工業者に対

し、工事の進捗状況等について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1）転入世帯に属する者の住民票の写し
- （2）改修工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- （3）改修工事に要した費用の領収書の写し
- （4）改修工事後の住宅状況を明らかにする写真
- （5）第7条第1項第9号の規定に該当する場合にあっては、検査済証の写し
- （6）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類により証明すべき事項について、転入世帯に属する者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定による報告は、改修工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は第8条第1項の規定による交付の決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までにしなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する報告を受けたときはその内容を審査し、適当と認める場合は補助金の額を確定し、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定を通知された者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が第9条の中止の申請又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこ

とができる。

(1) 転入世帯全員が住民登録日から10年を経ずに対象空き家を退去したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項第1号の規定により補助金の交付決定の一部を取り消す場合において、当該取り消す額は、交付した補助金の総額を120月で除して得た額に、120月から居住した月数を減じた月数を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）とする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対し、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金返還命令書（別記第10号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他の市長がやむを得ない事情があることを認めるときは、補助金の返還を求めないことができる。

（報告及び調査）

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、住民登録日から10年間、補助金に関する必要な事項について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別 記

第 1 号様式（第 7 条第 1 項）

（表）

年 月 日

大網白里市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付申請書

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金の交付を受けたいので、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

空 き 家 の 所 在 地	大網白里市			
空 き 家 の 所 有 者	☐ 申請者と同じ 生年月日 年 月 日 年齢 歳（申請日時点）			
転入世帯に属する者	住所 氏名	生年月日	年齢	歳
	住所 氏名	生年月日	年齢	歳
空 き 家 の 区 分	☐ 一戸建て専用住宅 ☐ 併用住宅（ ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他（ ））			
規 模	延べ 面積	m ²	居住用以 外の面積	m ²
改 修 工 事 の 内 容				
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
補 助 対 象 経 費	円（税込み）			
補助金交付申請額 （対象経費の 3 分の 2）	円（千円未満切捨て、上限 200 万円）			
【同意欄】 大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金の交付の申請に当たり、私の住民基本台帳の情報、市税の納税状況、課税台帳の情報その他の交付要件について、大網白里市の保有する公簿等により市職員が閲覧し、確認することに同意します。 (申請者) 氏名 (転入世帯に属する者) 氏名 氏名				

(裏)

【添付書類】

- 1 転入世帯に属する者の戸籍の附票の写し（外国人にあっては、住民票の写し及び在留資格を証明するものの写し）（売買契約の締結前1年の間において、市外に住所を有していたことがわかるもの）
- 2 転入世帯に属する者に係る市税に滞納がないことを証する書類
- 3 対象空き家の位置を表示した地図
- 4 対象空き家の登記事項証明書（全部事項証明書）その他当該住宅の所有者が確認できる書類
- 5 対象空き家の売買契約書その他これらに類する書類の写し
- 6 改修工事前の対象空き家の現況写真
- 7 改修工事に要する見積書の写し
- 8 改修工事の内容を明らかにする図面等
- 9 改修工事について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により建築主事の確認を受ける必要がある場合にあっては、確認済証の写し
- 10 誓約書（別記第2号様式）
- 11 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条第1項第10号）

誓 約 書

私は、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明又は不正等が発覚した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

記

- ☐ 大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金の交付要件を満たしています。また、申請内容に虚偽はありません。
- ☐ 転入世帯に属する者のいずれかが住民登録日から継続して10年以上、当該対象空き家に居住します。
- ☐ 転入世帯に属する者は、国、地方公共団体その他これらに準ずる者による住宅のリフォームに係る補助金の交付を受けたことはありません。
- ☐ 転入世帯に属する者は、大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例15号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等ではありません
- ☐ 大網白里市から報告又は実地調査の求めがあった場合は、これに応じます。
- ☐ 誓約及び申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還します。

年 月 日

大網白里市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

上記の内容を確認し、すべてにチェックを入れて、申請者本人が自署してください。

第3号様式（第8条第1項）

第 号
年 月 日

様

大網白里市長 印

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金について、下記のとおり交付（不交付）を決定したので、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 空き家の所在地 大網白里市
- 2 交 付 決 定 額 円
- 3 交 付 の 条 件
(不交付決定の理由)

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大網白里市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大網白里市を被告として（訴訟において大網白里市を代表する者は大網白里市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第9条）

年 月 日

大網白里市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更又は中止の別	☐ 変更 ☐ 中止	
空 家 の 所 在 地	大網白里市	
補 助 対 象 経 費	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	円	円
変 更 の 内 容 (中 止 の 理 由)		
添付書類		

第5号様式（第10条）

第 号
年 月 日

様

大網白里市長 印

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金の変更（中止）について、下記のとおり決定したので、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認 ・ 不承認

2 変更（中止）の内容

3 交付決定額

(1) 変更前 円

(2) 変更後 円

4 交付の条件（不承認の理由）

第6号様式（第12条第1項）

年 月 日

大網白里市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金に係る補助対象事業が完了したので、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交 付 決 定 額 円
- 2 工 事 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 工事完了年月日 年 月 日
- 4 添 付 書 類

- (1) 転入世帯に属する者の住民票の写し
- (2) 改修工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- (3) 改修工事に要した費用の領収書の写し
- (4) 改修工事後の住宅状況を明らかにする写真
- (5) 検査済証の写し（建築確認済証の交付を受けている場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

【同意欄】

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金の実績報告に当たり、私の住民登録の状況について、大網白里市の保有する公簿等により市職員が閲覧し、確認することに同意します。

(申請者) 氏名
(転入世帯に属する者) 氏名
氏名

第7号様式（第13条）

第 号
年 月 日

様

大網白里市長 印

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金について、下記のとおり額を確定したので、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 円

第 8 号様式（第 1 4 条）

年 月 日

大網白里市長 様

住 所
請求者 氏 名 印
電話番号

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金の交付について、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名・支店名	
種 別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	

第9号様式（第15条第3項）

第 号
年 月 日

様

大網白里市長 印

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした大網白里市
空き家バンク登録物件改修事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り
消したので、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第15
条第3項の規定により通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 取り消した額 | 円 |
| 3 取消理由 | |

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大網白里市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大網白里市を被告として（訴訟において大網白里市を代表する者は大網白里市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 0 号様式（第 1 6 条第 1 項）

第 号
年 月 日

様

大網白里市長 印

大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金について、大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱第 1 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助金交付額 円
- 2 返還命令額 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還を要する理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大網白里市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大網白里市を被告として（訴訟において大網白里市を代表する者は大網白里市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。